

行動訓練業務仕様書

1 業務名

行動訓練業務

2 業務の目的

発達に遅れや偏りのある幼児、特にコミュニケーション能力の質的な遅れがある幼児を対象に、コミュニケーションの基礎を養うこと、及び、その保護者を対象として、子どもの発達特性にそった見方や、子どもへの関り方について助言を行い、保護者の子育てへの不安の解消を図るとともに、親子間の愛着形成を育み、親子関係の修復を行うことを目的とする。

3 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 業務の実施場所

久留米市荘島町11番地1 久留米市総合幼児センター

5 業務の対象者

(1) 利用者

幼児教育研究所に通所する者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの及びその保護者

ア 幼児教育研究所の医師の診察を受け、個別の支援検討会議で当該訓練が必要と判断された者

イ 集団適応が困難であると考えられる無シンボル期周辺の者

(2) 想定される利用者数 (※別紙①②参照)

ア 固定枠 (隔週来所) : 36名

イ スポット枠 (月1回から月3回の頻度で来所) : 最大6名

6 業務の内容

(1) 訓練

次のような内容について、子ども自身の能力を伸ばし、コミュニケーション能力の基礎を養うために、個別訓練を来所型で実施する。

ア 内面世界の表出

・玩具や遊具を使った遊びを促し、子どもの遊びに受容的に接することで、言語・非言語表現を自由に展開させる。

イ 共同注視

・一緒に遊ぶ中でセラピストが、子どもが使っているおもちゃを手にとったり指さしたりして名称をたずねたり、印象を伝えたりすることに注意を向ける。

ウ イメージの共有

- ・遊びの途中で、類似したものや関連があるものを置いたり動かしたりして遊びの広がりを促す。

エ 意思表示（要求・拒絶）

- ・おもちゃを複数提示して、遊びたいおもちゃを指さしやジェスチャー、簡単な言葉で伝える。
- ・遊びの中で他者からの働きかけを受け、それを再現させるために簡単な言葉で伝える。

(2) 保護者支援

ア 保護者に対し、(1) 訓練を家庭で実践するための演示や助言を行う。

イ 親子間の愛着形成を育む為に、子どもの見方や、子どもとの遊び方を助言する。

ウ 保護者の不安や悩みを解消したり、保護者間のつながりをつくったりするための保護者学習会を行う。(月1回)

エ 必要に応じ、園や関係機関との連携を行う。

(3) 総括会議

年度末に、訓練や保護者会の総括や、次年度に向けての会議を行う。(年1回)

(4) カンファランス

利用者に必要な支援の確認や訓練の状況を、幼児教育研究所の職員と共有するための会議に出席する。(3ヶ月に1回程度、年最大9時間)

(5) 実績報告

毎月10日までに、前月分の実績報告書及び利用者の状況に係る報告書を作成し、久留米市(以下「委託者」という。)に提出する。

(6) 留意事項

ア 利用者の活動・相談等で課題があると判断した場合、委託者に適宜相談すること。

イ 委託者と受託者は日常ならびに非常時の連絡体制を別に定めること。

ウ 施設内での物品販売、営業活動はしないこと。

エ 訓練に使用する教材の準備については、受託者の負担とする。

7 業務の実施日時(※別紙①②参照)

第1週から第4週までの金曜日 9時20分から15時20分まで

(12時から13時は休憩時間)

令和7年度

内容	回数	利用枠数
訓練	Aグループ 23回/年	Aグループ 固定枠 15枠/月 スポット枠 6枠/月
	Bグループ 23回/年	Bグループ 固定枠 21枠/月
保護者学習会	年12回(月1回)	
総括会議	年1回	
カンファランス	年9時間(3ヶ月に1回程度)	

令和8年度

内容	回数	利用枠数
訓練	Aグループ 23回/年	Aグループ 固定枠 15枠/月 スポット枠 6枠/月
	Bグループ 22回/年	Bグループ 固定枠 21枠/月
保護者学習会	年12回(月1回)	
総括会議	年1回	
カンファランス	年9時間(3ヶ月に1回程度)	

令和9年度

内容	回数	利用枠数
訓練	Aグループ 24回/年	Aグループ 固定枠 15枠/月 スポット枠 6枠/月
	Bグループ 22回/年	Bグループ 固定枠 21枠/月
保護者学習会	年12回(月1回)	
総括会議	年1回	
カンファランス	年9時間(3ヶ月に1回程度)	

8 実施体制

(1) 代表者の配置

訓練の実施場所に、セラピストの指導、調整に係る管理等を統括する代表者を配置すること。

(2) セラピストの配置

発達障害児・者に対する理解と支援の専門性があり、発達障害児に対して適切な支援が行える、臨床心理士、公認心理師、特別支援教育士いずれかの資格を有する者を6名以上(1ブース2名)配置すること。

(3) 役職の兼務

利用児童数の状況を精査し、代表者・セラピストそれぞれの業務に支障がない場合であって、委託者が認めたときは、兼務することができる。

9 委託料の支払

委託料の支払は月払とし、各月の実績報告書等に基づいて、委託料を請求することができる。

10 個人情報の管理

(1) この業務の実施にあたり、個人情報及びプライバシーの保護については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)に基づき、最大限の配慮をすること。

(2) 受託者は、この業務により知ることのできた情報(個人情報を含む)を本業務以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。契約終了後においても同様とする。

(3) 受託者は、委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはなら

ない。

- (4) 業務に関する資料及び成果品等は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写してはならない。
- (5) 受託者はこの業務により入手した個人情報をも不正に複製し、漏洩し、破壊及び改ざんしてはならない。
- (6) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとする。受託者は、業務が完了した際は、業務完了報告書など委託者が指定する報告書を提出すること。

1.1 暴力団排除に関する事項

受託者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と業務内容に関する協議を行うこと。

1.2 障害者差別の解消に関する事項

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、委託者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

1.3 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、委託者と協議し決定した事項に従うこと。

第1週 (Aグループ)

9:20	12:00	13:00	14:20	15:00	15:20
行動訓練【固定】 (40分×4ケース×3ブース=12枠)	休憩時間 (昼休み)	行動訓練【スポット】 40分×2ケース×3ブース=6枠	行動訓練【固定】 (40分×1ケース×3ブース=3枠)	後片付け スタッフ会議	

第2週 (Bグループ)

9:20	12:00	13:00	15:00	15:20
行動訓練【固定】 (40分×4ケース×3ブース=12枠)	休憩時間 (昼休み)	行動訓練【固定】 (40分×3ケース×3ブース=9枠)		後片付け スタッフ会議

第3週 (Aグループ)

9:20	12:00	13:00	14:00	14:20	15:00	15:20
行動訓練【固定】 (40分×4ケース×3ブース=12枠)	休憩時間 (昼休み)	保護者学習会	後片付け 訓練準備等	行動訓練【固定】 (40分×1ケース×3ブース=3枠)	後片付け スタッフ会議	

第4週 (Bグループ)

9:20	12:00	13:00	15:00	15:20
行動訓練【固定】 (40分×4ケース×3ブース=12枠)	休憩時間 (昼休み)	行動訓練【固定】 (40分×3ケース×3ブース=9枠)		後片付け スタッフ会議

- ・ 固定枠（隔週で行動訓練を受ける方の枠）：36枠/月
- ・ スポット枠：6枠/月
- ・ 保護者学習会（保護者のみ）：12回/年

R7年度 行動訓練 年間予定表 (固定枠)

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4月	4 A①	11 B①	18 A②+保護者学習会①	25 B②	
5月	2 A③	9 B③	16 A④+保護者学習会②	23 B④	30
6月	6 A⑤	13 B⑤	20 A⑥+保護者学習会③	27 B⑥	
7月	4 A⑦	11 B⑦	18 A⑧+保護者学習会④	25 B⑧	
8月	1 A⑨	8 B⑨	15 A⑩+保護者学習会⑤	22 B⑩	29
9月	5 A⑪	12 B⑪	19 A⑫+保護者学習会⑥	26 B⑫	
10月	3 A⑬	10 B⑬	17 A⑭+保護者学習会⑦	24 B⑭	31
11月	7 A⑮	14 B⑮	21 A⑯+保護者学習会⑧	28 B⑯	
12月	5 A⑰	12 B⑰	19 A⑱+保護者学習会⑨	26 B⑱	
1月	2	9 B⑲	16 A⑳+保護者学習会⑩	23 B㉔	30
2月	6 A㉔	13 B㉕	20 A㉖+保護者学習会⑪	27 B㉗	
3月	6 A㉘	13 B㉙	20 A㉚+保護者学習会⑫	27 総括会議	

※表中のアルファベットA・Bはグループ名を表します。

※表中の丸囲みの数字は、実施回数の通し番号を表します。

例：A② → Aグループの2回目

訓練：46回/年 総括会議：1回/年 計：47回

保護者学習会：12回/年（月1回）

カンファランス：9時間/年（3ヶ月に1回程度・不定期のため、表中には示していません）

R8年度 行動訓練 年間予定表 (固定枠)

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4月	3 A①	10 B①	17 A②+保護者学習会①	24 B②	
5月	1 A③	8 B③	15 A④+保護者学習会②	22 B④	29
6月	5 A⑤	12 B⑤	19 A⑥+保護者学習会③	26 B⑥	
7月	3 A⑦	10 B⑦	17 A⑧+保護者学習会④	24 B⑧	31
8月	7 A⑨	14	21 A⑩+保護者学習会⑤	28 B⑨	
9月	4 A⑪	11 B⑩	18 A⑫+保護者学習会⑥	25 B⑪	
10月	2 A⑬	9 B⑫	16 A⑭+保護者学習会⑦	23 B⑬	30
11月	6 A⑮	13 B⑭	20 A⑯+保護者学習会⑧	27 B⑮	
12月	4 A⑰	11 B⑯	18 A⑱+保護者学習会⑨	25 B⑰	
1月	1	8 B⑱	15 A⑲+保護者学習会⑩	22 B⑲	29
2月	5 A⑳	12 B⑳	19 A㉑+保護者学習会⑪	26 B㉑	
3月	5 A㉒	12 B㉒	19 A㉓+保護者学習会⑫	26 総括会議	

※表中のアルファベットA・Bはグループ名を表します。

※表中の丸囲みの数字は、実施回数の通し番号を表します。

例：A② → Aグループの2回目

訓練：46回/年 総括会議：1回/年 計：47回

保護者学習会：12回/年（月1回）

カンファランス：9時間/年（3ヶ月に1回程度・不定期のため、表中には示していません）

R9年度 行動訓練 年間予定表（固定枠）

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4月	2 A①	9 B①	16 A②+保護者学習会①	23 B②	30
5月	7 A③	14 B③	21 A④+保護者学習会②	28 B④	
6月	4 A⑤	11 B⑤	16 A⑥+保護者学習会③	25 B⑥	
7月	2 A⑦	9 B⑦	16 A⑧+保護者学習会④	23 B⑧	30
8月	6 A⑨	13	20 A⑩+保護者学習会⑤	27 B⑨	
9月	3 A⑪	10 B⑩	17 A⑫+保護者学習会⑥	24 B⑪	
10月	1 A⑬	8 B⑫	15 A⑭+保護者学習会⑦	22 B⑬	29
11月	5 A⑮	12 B⑭	19 A⑯+保護者学習会⑧	26 B⑮	
12月	3 A⑰	10 B⑯	17 A⑱+保護者学習会⑨	24 B⑰	31
1月	7 A⑲	14 B⑱	21 A⑳+保護者学習会⑩	28 B⑲	
2月	4 A㉑	11 B㉒	18 A㉓+保護者学習会⑪	25 B㉔	
3月	3 A㉕	10 B㉖	17 A㉗+保護者学習会⑫	24 総括会議	31

※表中のアルファベットA・Bはグループ名を表します。

※表中の丸囲みの数字は、実施回数の通し番号を表します。

例：A② → Aグループの2回目

訓練：46回/年 総括会議：1回/年 計：47回

保護者学習会：12回/年（月1回）

カンファランス：9時間/年（3ヶ月に1回程度・不定期のため、表中には示していません）